

町の方針について

箕輪町環境審議会地上設置型太陽光発電設備の条例化等に係る調査・研究特別委員会からの結果報告を受け、地上設置型太陽光発電設備の設置について次の方針としたい。

記

- (1) 町独自の条例は制定せず、令和6年4月1日以降は県条例により運用する。なお、県条例施行後、県条例を上回る重大な課題等が生じた場合（生じる恐れがある場合を含む。）には、県及び町環境審議会等と対応を協議していく。

- (2) 町の事務処理上、必要となる事項及び特別委員会からの提言事項に関しては、県条例に関する県の規則や事務処理要領等が提示された後、必要に応じて、町の規則、要綱又はガイドラインを策定し対応していく。